

ブロードバンド基盤
ワーキンググループ(第2回)
事業者ヒアリング ご説明資料

2022年8月29日

ヒアリング事項

① 第二号基礎的電気通信役務の範囲

1. FTTH及びCATV(HFC方式)以外に想定される役務の有無
2. 卸役務が提供されている場合における、卸先事業者により提供される役務及び卸元事業者により提供される卸役務の扱い

② 事業者規律の在り方

1. 通信速度の設定について
2. 業務区域の変更登録・変更届出(町字単位での登録・届出)の手続
3. 不採算地域におけるブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表

はじめに

- 当社は、政府のデジタル田園都市国家構想等の実現に向け、国・自治体の補助金によってブロードバンド基盤の更なる整備を図りつつ、新たに創設される制度を通じて広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする政策に賛同します。
- FTTHサービスを既に提供しているエリアでは、安定・継続的な役務提供を担っていくとともに、他事業者も含めFTTHサービスを提供していないエリアでは、国・自治体の補助金によるブロードバンド基盤の整備を前提に、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組む考えです。
- なお、将来を展望すると、ブロードバンドサービスの維持等に係る制度は、6G・衛星コンステレーション等、新技術の進展が見込まれることを踏まえ、技術・社会環境の変化に応じ、今後も引き続き見直していく必要があると考えます。

① 第二号基礎的電気通信役務の範囲

1. FTTH及びCATV(HFC方式)以外に想定される役務の有無
 2. 卸役務が提供されている場合における、卸先事業者により提供される役務および卸元事業者により提供される卸役務の扱い
- 国として国民に対する提供を確保すべき役務(第二号基礎的電気通信役務)の対象と、それに対する規律と、それに対する支援は、それぞれの観点で議論する必要がある
 - 第二号基礎的電気通信役務の対象は、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を利用する上で必要十分な手段を確保するという新制度の趣旨に照らし、FTTH及びCATV(HFC方式)を前提としつつも、将来的な利用者ニーズや利用形態の変化や、技術の進展によるサービスの多様化等を踏まえつつ、柔軟に検討・運用されることが望ましい
 - そのうち、事業者への規律は、それぞれの規律の政策目的に合わせて必要最小限なものとするのが適当
 - また、交付金による支援の観点では、不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するため、設備設置事業者が提供する役務(卸先事業者へ提供する役務も含む)を第二号基礎的電気通信役務の対象とする必要がある

②事業者規律の在り方

事業者への規律は、事業者への負担も考慮しつつ、**それぞれの規律の政策目的に合わせ、必要最小限**とする必要がある

1. 通信速度の設定について

- ブロードバンドサービスを利用する際の通信速度は、アクセス回線を含めた当社のネットワークだけでなく、利用者の利用環境やISP事業者のネットワーク、インターネット区間の通信状況、アプリケーションサービス事業者のサーバ処理能力等により、大きく変動するものであることから、**名目速度をベースとせざるを得ない**と考える

2. 業務区域の変更登録・変更届出(町字単位での登録・届出)の手続き

- 業務区域は、日々変動するものであり、事業者及び行政の手続き稼働の効率化の観点から、**交付金申請とあわせ、年度ごとの事後届出とすることで十分**ではないか
- 仮に、**それ以上の頻度で届出を行う必要があるのであれば、システム等による届出を可能**としていただきたい(システムによる届出を行う場合には、当該システムの仕様を事業者へ早急に開示いただく必要がある)
- また、町字単位での業務区域の届出にあたり、省令等の規定内容によっては、既存の業務区域(FTTHサービスの提供区域)を規定に沿って把握し直す必要が生じることから、**相応の準備期間が必要**となる

3. 不採算地域におけるブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表

- 当社は、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組んでいく考えであり、自治体による整備事業において、当社がその役務提供事業者指定された場合や、自治体により整備された設備を当社が譲受することが決定した場合には、**当該事業の計画が確定し、必要な手続きや準備が整い次第、速やかにサービス提供計画を公表**していく考え

②事業者規律の在り方

その他の論点

- ブロードバンド収支の公表
 - 収支公表等にあたっては、事業者間で会計年度が異なることも考慮する必要があるのではないか
 - また、一定の準備期間をいただきたいことに加え、「2023年6月以降」など、会計年度の中途からでは、精緻な会計整理は困難（交付金算定期間は、4月から3月の年度毎）